

政令第三十六号

防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、防衛省設置法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第十九号）附則第一項本文の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行期日は、令和二年三月二十六日とする。

理由

防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。